

区分・情報		状 況	生徒の動き	職員の動き
第一非常配備 震度 4		災害が発生する恐れがあり、災害の規模態様又はその状況の推測が困難である場合で今後の状況の推移に注意を要するときなどの特に当該災害に関連する部局の必要最小限の組織による活動体制 津波関係 津波注意報：伊勢・三河湾及び外海沿岸	平常通り	平常通り
第二非常配備	準備体制	小規模の災害が発生する恐れのあるとき、小規模の災害が発生したときの特に当該災害に関する部局の所要の組織による活動体制 津波関係 津波警報：伊勢・三河湾及び外海沿岸	平常通り	平常通り
	警戒体制 震度 5 弱 ○ 調査情報 レベル青	相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、相当規模の災害が発生したとき、又は 東海地震に関する調査情報（臨時） が発表されたときの各部局の活動体制 地震関係 震度 5 弱（全県・西部・東部） 津波関係 津波警報：伊勢・三河湾及び外海沿岸		一般職員は平常通り 非常配備員 3 名 ☆ 勤務時間中 ・ 勤務校で活動 ☆ 勤務時間外 ・ 勤務校に参集
第三非常配備 震度 5 強 ○ 注意情報 レベル黄 ○ 予知情報 レベル赤		大規模な災害が発生する恐れのあるとき、大規模な災害が発生したとき、県内に 震度 5 強以上の地震 が発生したとき、 東海地震注意情報・予知情報 又は内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたときに全組織による活動体制 地震関係 震度 5 強（全県・西部・東部） 津波関係 津波警報：伊勢・三河湾及び外海沿岸	○ 在宅時 登校しない （自宅待機） ○ 登下校中 帰宅か避難所 ○ 在校中 学校の指示	最寄り職員による初動体制 所属全員が配備 直ちに防災組織を組む （経営案 P 5 2） ☆ 勤務時間中 ・ 勤務校で活動 ☆ 勤務時間外 ・ 原則勤務校に参集 ・ 勤務校まで 3 H 以上は最寄りの県機関へ ・ 県機関まで 3 H 以上は自宅待機し交通回復後は直ちに勤務校参集
国民保護 第一非常配備		他の都道府県において武力攻撃災害が発生した事などにより武力攻撃事態等が認定されたとき	準備体制に同じ 平常通り	準備体制に同じ 平常通り
国民保護 第二非常配備		武力攻撃が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるとき	警戒体制に同じ ◎ 状況把握と対応協議	警戒体制に同じ 非常配備員 3 名
国民保護 第三非常配備		内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を經由し県対策本部を設置すべき通知を受けたとき	第三非常配備に同じ	第三非常配備に同じ 所属全員が配備

◎ 状況把握と対応協議

◎ 生徒・職員の安否確認